

頁	項目	修正前	修正後																																																																								
768	①鋼橋架設工 ①－1 鋼橋架設工 13. 架設用機械設備 及び工具の供用日数等	第2編 土木工事標準歩掛 13. 架設用機械設備及び工具の供用日数等 架設用機械設備及び工具の供用日数等は、次表を標準とする。これにより難い場合は、別途考慮する。 表13. 1 設備及び工具の供用日数等 <table><tr><th>名 称</th><th>作 業 種 別</th><th>供用日数(移動式クレーンは運転日数)</th></tr><tr><td rowspan="8">移 動 式 クレーン</td><td rowspan="3">移 動 式 クレーン</td><td>架設用 (A又はA+B) (×1.4)</td></tr><tr><td>合成床版用 J (×1.4)</td></tr><tr><td>作業用 C+D+I</td></tr><tr><td rowspan="3">移動式クレーンによるス テージン</td><td>架設用 (A又はA+B) (×1.4)</td></tr><tr><td>合成床版用 J (×1.4)</td></tr><tr><td>作業用 C+D+E+I</td></tr><tr><td>ケーブルクレーン</td><td>〃 (F+I)</td></tr><tr><td>ケーブルクレーンによるス テージン</td><td>〃 (F+I)</td></tr><tr><td>ケーブルエレクション</td><td>〃 (G+I)</td></tr><tr><td>ケーブルクレーン</td><td>ケーブルクレーン ステージン</td><td>(A+B+C+D+F+H) ×1.7 (A+B+C+D+E+F+H) ×1.7</td></tr><tr><td>ケーブルエレクション</td><td></td><td>(A+B+C+D+G+H) ×1.7</td></tr><tr><td>ベ ン ト</td><td></td><td>(A+B+C+E+H) ×1.7</td></tr><tr><td>架設工具(組立用工具及び ボルト締め付け用工具)</td><td></td><td>(A+B+C+D+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7</td></tr><tr><td>ドリフトピン及び 仮締めボルト</td><td></td><td>(A+B+C+ (F又はG) +H) ×1.7</td></tr><tr><td>発 動 発 電 機</td><td></td><td>(A+B+C+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7</td></tr></table> A : 架設日数 (W/D₀) B : 地組日数 (G/D₀) C : 支承擔付日数 (N/D₀) D : 落橋防止装置取付日数 (K/D₀ K : 落橋防止装置組数) E : ペント設置・撤去日数 (T/D₀) F : ケーブルクレーン設備据付・解体日数 (dc) G : ケーブルエレクション設備据付・解体日数 (de) H : ボルト締め付け日数 (Q/D₀) 及び現場溶接日数 I : 小運搬日数 J : 合成床版架設日数 (注) 1. 供用日数等は、1 パーティで各工種毎に供用日数等を累加している。 大規模工事・工期等から上表により難い場合、2 パーティ、3 パーティと編成人員を増す場合等は、工程表から工種による供用日数等のラップ等を考慮して算出する。 2. 移動式クレーン工法で地組のある場合は、架設用クレーンの運転日数を A+B とする。 3. 移動式クレーン工法で 80 t 吊以上の架設用クレーンを使用する場合は、() 内の係数を乗じる。 4. 鋼床版溶接に伴う機械設備及び工具は、別途計上する。 5. 移動式クレーン、発動発電機は、賃料とする。 6. 発動発電機の燃料、油脂類については架設等諸雑費に含まれる。 7. 移動式クレーンの運転日数及びその他各種機械類の供用日数等は小数第 1 位を四捨五入し、整数とする。 8. 架設用クレーン等が架設工程上現場に拘束されることにより、供用日数が運転日数と著しく異なる場合は補正することが出来る。 9. ペント基礎に鋼板を用いる場合は、作業用クレーンの運転日数に基礎にかかる運転日数も計上するものとする。	名 称	作 業 種 別	供用日数(移動式クレーンは運転日数)	移 動 式 クレーン	移 動 式 クレーン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)	合成床版用 J (×1.4)	作業用 C+D+I	移動式クレーンによるス テージン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)	合成床版用 J (×1.4)	作業用 C+D+E+I	ケーブルクレーン	〃 (F+I)	ケーブルクレーンによるス テージン	〃 (F+I)	ケーブルエレクション	〃 (G+I)	ケーブルクレーン	ケーブルクレーン ステージン	(A+B+C+D+F+H) ×1.7 (A+B+C+D+E+F+H) ×1.7	ケーブルエレクション		(A+B+C+D+G+H) ×1.7	ベ ン ト		(A+B+C+E+H) ×1.7	架設工具(組立用工具及び ボルト締め付け用工具)		(A+B+C+D+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7	ドリフトピン及び 仮締めボルト		(A+B+C+ (F又はG) +H) ×1.7	発 動 発 電 機		(A+B+C+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7	第2編 土木工事標準歩掛 13. 架設用機械設備及び工具の供用日数等 架設用機械設備及び工具の供用日数等は、次表を標準とする。これにより難い場合は、別途考慮する。 表13. 1 設備及び工具の供用日数等 <table><tr><th>名 称</th><th>作 業 種 別</th><th>供用日数(移動式クレーンは運転日数)</th></tr><tr><td rowspan="8">移 動 式 クレーン</td><td rowspan="3">移 動 式 クレーン</td><td>架設用 (A又はA+B) (×1.4)</td></tr><tr><td>合成床版用 J (×1.4)</td></tr><tr><td>作業用 C+D+I</td></tr><tr><td rowspan="3">移動式クレーンによるス テージン</td><td>架設用 (A又はA+B) (×1.4)</td></tr><tr><td>合成床版用 J (×1.4)</td></tr><tr><td>作業用 C+D+E+I</td></tr><tr><td>ケーブルクレーン</td><td>補助 (F+I)</td></tr><tr><td>ケーブルクレーンによるス テージン</td><td>補助 (F+I)</td></tr><tr><td>ケーブルエレクション</td><td>補助 (G+I)</td></tr><tr><td>ケーブルクレーン</td><td>ケーブルクレーン ステージン</td><td>(A+B+C+D+F+H) ×1.7 (A+B+C+D+E+F+H) ×1.7</td></tr><tr><td>ケーブルエレクション</td><td></td><td>(A+B+C+D+G+H) ×1.7</td></tr><tr><td>ベ ン ト</td><td></td><td>(A+B+C+E+H) ×1.7</td></tr><tr><td>架設工具(組立用工具及び ボルト締め付け用工具)</td><td></td><td>(A+B+C+D+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7</td></tr><tr><td>ドリフトピン及び 仮締めボルト</td><td></td><td>(A+B+C+ (F又はG) +H) ×1.7</td></tr><tr><td>発 動 発 電 機</td><td></td><td>(A+B+C+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7</td></tr></table> A : 架設日数 (W/D₀) B : 地組日数 (G/D₀) C : 支承擔付日数 (N/D₀) D : 落橋防止装置取付日数 (K/D₀ K : 落橋防止装置組数) E : ペント設置・撤去日数 (T/D₀) F : ケーブルクレーン設備据付・解体日数 (dc) G : ケーブルエレクション設備据付・解体日数 (de) H : ボルト締め付け日数 (Q/D₀) 及び現場溶接日数 I : 小運搬日数 J : 合成床版架設日数 (注) 1. 供用日数等は、1 パーティで各工種毎に供用日数等を累加している。 大規模工事・工期等から上表により難い場合、2 パーティ、3 パーティと編成人員を増す場合等は、工程表から工種による供用日数等のラップ等を考慮して算出する。 2. 作業種別が、移動式クレーン、移動式クレーンによるステージンで地組のある場合は、架設用クレーンの運転日数を A+B とする。 3. 作業種別が、移動式クレーン、移動式クレーンによるステージンで架設用クレーン又は合成床版用クレーンが 80 t 吊以上の場合は、運転日数に () 内の係数を乗じる。 4. 鋼床版溶接に伴う機械設備及び工具は、別途計上する。 5. 移動式クレーン、発動発電機は、賃料とする。 6. 発動発電機の燃料、油脂類については架設等諸雑費に含まれる。 7. 移動式クレーンの運転日数及びその他各種機械類の供用日数等は小数第 1 位を四捨五入し、整数とする。 8. 架設用クレーン等が架設工程上現場に拘束されることにより、供用日数が運転日数と著しく異なる場合は補正することが出来る。 9. ペント基礎に鋼板を用いる場合は、作業用クレーンの運転日数に基礎にかかる運転日数も計上するものとする。	名 称	作 業 種 別	供用日数(移動式クレーンは運転日数)	移 動 式 クレーン	移 動 式 クレーン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)	合成床版用 J (×1.4)	作業用 C+D+I	移動式クレーンによるス テージン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)	合成床版用 J (×1.4)	作業用 C+D+E+I	ケーブルクレーン	補助 (F+I)	ケーブルクレーンによるス テージン	補助 (F+I)	ケーブルエレクション	補助 (G+I)	ケーブルクレーン	ケーブルクレーン ステージン	(A+B+C+D+F+H) ×1.7 (A+B+C+D+E+F+H) ×1.7	ケーブルエレクション		(A+B+C+D+G+H) ×1.7	ベ ン ト		(A+B+C+E+H) ×1.7	架設工具(組立用工具及び ボルト締め付け用工具)		(A+B+C+D+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7	ドリフトピン及び 仮締めボルト		(A+B+C+ (F又はG) +H) ×1.7	発 動 発 電 機		(A+B+C+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7
名 称	作 業 種 別	供用日数(移動式クレーンは運転日数)																																																																									
移 動 式 クレーン	移 動 式 クレーン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)																																																																									
		合成床版用 J (×1.4)																																																																									
		作業用 C+D+I																																																																									
	移動式クレーンによるス テージン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)																																																																									
		合成床版用 J (×1.4)																																																																									
		作業用 C+D+E+I																																																																									
	ケーブルクレーン	〃 (F+I)																																																																									
	ケーブルクレーンによるス テージン	〃 (F+I)																																																																									
ケーブルエレクション	〃 (G+I)																																																																										
ケーブルクレーン	ケーブルクレーン ステージン	(A+B+C+D+F+H) ×1.7 (A+B+C+D+E+F+H) ×1.7																																																																									
ケーブルエレクション		(A+B+C+D+G+H) ×1.7																																																																									
ベ ン ト		(A+B+C+E+H) ×1.7																																																																									
架設工具(組立用工具及び ボルト締め付け用工具)		(A+B+C+D+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7																																																																									
ドリフトピン及び 仮締めボルト		(A+B+C+ (F又はG) +H) ×1.7																																																																									
発 動 発 電 機		(A+B+C+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7																																																																									
名 称	作 業 種 別	供用日数(移動式クレーンは運転日数)																																																																									
移 動 式 クレーン	移 動 式 クレーン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)																																																																									
		合成床版用 J (×1.4)																																																																									
		作業用 C+D+I																																																																									
	移動式クレーンによるス テージン	架設用 (A又はA+B) (×1.4)																																																																									
		合成床版用 J (×1.4)																																																																									
		作業用 C+D+E+I																																																																									
	ケーブルクレーン	補助 (F+I)																																																																									
	ケーブルクレーンによるス テージン	補助 (F+I)																																																																									
ケーブルエレクション	補助 (G+I)																																																																										
ケーブルクレーン	ケーブルクレーン ステージン	(A+B+C+D+F+H) ×1.7 (A+B+C+D+E+F+H) ×1.7																																																																									
ケーブルエレクション		(A+B+C+D+G+H) ×1.7																																																																									
ベ ン ト		(A+B+C+E+H) ×1.7																																																																									
架設工具(組立用工具及び ボルト締め付け用工具)		(A+B+C+D+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7																																																																									
ドリフトピン及び 仮締めボルト		(A+B+C+ (F又はG) +H) ×1.7																																																																									
発 動 発 電 機		(A+B+C+E+ (F又はG) +H+J) ×1.7																																																																									

- 768 -

(16-①・12)

- 768 -

(16-①・12)